

第7回

「北区NPO・ボランティア活動促進委員会」議事録

日 時：平成16年1月21日(水)午後7時00分

会 場：北とぴあ 8階801会議室

出席委員：武藤 博己(法政大学法学部教授)

岸本 幸子(パブリックリソースセンター事務局長)

我妻 澄江(北区女性のネットワーク副代表)

松下 正義(北区小学校PTA連合会会長)

竹腰 里子(北区リサイクラー活動機構理事長)

田辺恵一郎(北区地域情報化推進協議会理事)

榎谷 雅司(北区子どもの本に関する連絡会代表)

田中 清隆(公募委員)

仁尾 光宏(公募委員)

富田 常子(公募委員)

谷川 寿世(公募委員)

オブザーバー：小原 宗一 北区社会福祉協議会ボランティア・市民活動センターきたセンター長

事務局：秋元 憲 地域振興部長

石井 博 地域振興部参事

木村 浩 コミュニティ担当課長

木澤 実 コミュニティ担当主査

湯本 国夫 地域振興係長

次 第

1. 議 題

(1) 第6回議事録について

(2) 協働について

資料説明

意見交換

(3) NPO・ボランティアぶらざ経過報告

2. 次回日程

## 1. 議 題

委員長

今年は提言をまとめる年です。前回、協働について概要を紹介しつつ議論してきたわけですが、今日は、提言の形を頭の中に入れながら議論を進めていく段階になるかと思えます。

最初に議事録について事務局から説明をお願いします。

コミュニティ担当課長

最終訂正は来週27日の火曜までということをお願いいたします。

委員長

議題の(2)の協働について資料の説明をしていただきます。

コミュニティ担当課長

資料の1ページをお開きください。

まず、協働についての公式な定義は今のところない状態でございます。区では、協働ときめき戦略に取り組んでいますが、区長のまちかどトークなどの形で区民の皆様からご意見を伺うのも区としては「協働」と位置づけさせていただいておりますが、皆様から協働についてのご議論をいただきたいと考えております。

また、それに伴い、なぜ協働するのか、協働によって期待される効果は何かについて、他の自治体の例を資料として配らせていただきました。もう一度その確認をしていただきたいと考えております。さらに、協働を実際にする際の注意とか、行政側の課題あるいはNPO・ボランティア団体側の課題などについてもご議論いただきたいと思っております。次に、実際に協働する場合にさまざまな手法が考えられますが、その手法をより効果的にやるためにはどうしたらいいのかについてのご議論をいただければと思っております。過去2回にわたりまして委託についてもご議論いただきましたが、そのほかにも情報交換、あるいは立案への参画、事業協力等の課題があると認識しております。さらに、NPO・ボランティア活動促進指針の中でいただきましたパイロット事業あるいは企画提案型事業、そんなものについても、もう一度詳しくご議論をいただければと思っております。協働する場合に協働を希望する団体の届出制度等を採用している自治体がございますが、登録制度についての適否を含め、やる場合にはどうしたものかについてご議論いただければと考えております。また、協働意識の醸成ということについて指針の中でご議論いただきました。区の方では今、協働推進員の設置の方向で準備しているところでございますけれども、そういったものについてのご意見、あるいは協働についての評価が、各自治体で問題になっております。そのようなことについてもご議論いただければと思っております。さらに、NPO・ボランティアぶらざの中間支援組織としての運営のあり方についてもご議論いただければと思っております。以上、報告書に予定している内容です。

委員長

今の説明で、あらゆる問題が出てきたという感じです。昨年度はNPO・ボランティアぶらざを立ち上げ、どういう運営組織にするかをメインテーマとして議論し、この4月から組織がえをする。ここの委員会はそれを監視することが役割ということになると思えます。

2年間の任期の残りの期間について、協働に向けて、区に対する提言をまとめようではないかということで動いていると思えます。

10月ごろには最終報告をまとめるということになると、どんなことを提言するかをまず最

初に決めなくてはいけない。それを見越して、報告書に予定している内容として、事務局としては(1)から(5)までこんな形ではどうかというご提案だったわけです。

最終報告はこんな形ということを見ながら、(1)の指針がいいかマニュアルがいいかということ議論する前に、こんなことを報告書として考えた方がいいのではないかなど、別の側面についてのご意見をいただき、報告書の意味を少し明確にしたうえで細かいところに入っていったらどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

(異議なし)

まず最初は(1)の協働について、協働とは何か、協働する効果はどんなところにあるのか、その際留意する事はどういうことか、行政、区に対する協働の提案部分ということになるかと思えます。その際、指針かマニュアルか手引書のようなものにするのかというようなことが(1)ですね。

それから、(2)は協働のさまざまな手法ということであります。協働のいろんな事例あるいはモデルのようなものをいろいろ考えているということであるかと思えます。

(3)が区の体制における協働の意識を醸成していくということで、区の体制、協働の評価、公開。ここで協働推進員というようなお話も出ましたけれども、区の職員のどの程度の範囲なのか分かりませんが、推進員を置くことにしたわけですね。それをこんな形でもっと充実させたらどうかというようなことを報告書として書けるかどうかということです。

(4)がNPO・ボランティアぶらざについてです。現に動いておりますが、それについての意見があればということになると思います。大きな意味で監視する役割はこの委員会にあると思いますので。

(5)その他。今入っていなかったようなところで追加すべきことがあるかどうか。

こういうことを全体に含めながら最終的な提言をしていこうということです。

委員

「協働」と言う言葉についてなんですが、初めは「行政と住民の連携」とか「パートナーシップ」とか言ったんですね。それが、いつの間にか「協働」という言葉が言い出された。この辺がこの言葉に対しての疑問のあるところなんです。行政側はどういうふうに考えているかということをお聞きしたい。

パートナーシップとか連携という言葉でやってきたんですよ。そのうちにパートナーシップになったんですね、2～3年して。いつの間にか、2～3年前から協働、協働という言葉が特に使われ出したんですね。どこで使われ出したか知りませんが、

副委員長

確かに「パートナーシップ」という言葉が出て、それで訳語は多分「コラボレーション」というので、「協働」って訳すようになったんだと思うんですね。

委員長

私は協働に対するそういうマイナスイメージができてきたのは、政治的にいろいろ使われたせいではないかと思うんですけどね。政治的にというのは、悪い意味ではなくて、ある特定の側面を強調して政治的に活用されたところがあるかと思うんですね。それがある意味ではマイナスの側面を持ちつつ、あるいは、逆に一方で新しい価値を創造していくような側面があったかなと思いますので、それに対する抵抗心なんかもあったかもしれないと思っています。だから、使う人によって思惑が違うところがあるんです。

ね。

委員

定義と書いてあり、この辺が実際に活動しているものとちょっと違和感があるんですね。

委員長

そうですね、10年前はほとんど使ってないですね。

地域振興部長

NPM ニュー・パブリック・マネジメントが盛んに論議されるようになったこととの関連がないですか。

委員長

イギリスの場合はそれはあるんです。PFIと当初言っていたのを労働党政権になってPPPと言って、そのPの部分のパブリック・プライベート・パートナーシップが協働という言葉になりますからね。でも、そうですね、ニュー・パブリック・マネジメントよりも、日本でいうと、やっぱりNPOの動きというか市民活動 よく言われるのは阪神大震災ですけどね。90年代に入ってさまざまな市民活動の公共性が評価され、それを積極的に位置づけようとする人たちが協働という言葉を使い始めているんじゃないかということですね。

副委員長

恐らくアメリカなどの動きでは、今まで資金とか資源を提供していた企業とか行政のセクターの思惑と、それからNPOの方の思惑と、両方あって使い出した言葉のように感じています。それはNPOの方からいくと対等の立場であるということを強調したい。行政、企業の側からいくとなかなか世知辛い。金を出すわけにはいかないとか、ただ単に支援をするというわけではない。ウイン・ウインの関係の中で一緒にやっていくという関係性をつくりたいというような、その双方の別々の思惑の中で出てきた。一方的に支援をする関係でもないし、あるいは一方的に何か言われる立場でもない。対等なんだという言葉の中から、協働 コラボレーションというのが強調されてきたような気がいたします。

委員

この委員会は市民活動を促進する、それが協働であるということではないわけで、何も協働でなくても区民活動は促進できる。その辺がちょっとよくわからないですね。

委員

その言葉をどう解釈するかというのは、学者によって随分違ったりします。ユニバーサルデザイン事業を、去年1年間かけてやったのですが、ユニバーサルデザインって、比較的新しい言葉で、結構いろいろな方がいろんな解釈をしています。それで、北区で考えるユニバーサルデザインはどういうものか、皆が関心を持ってもらえるように、みなさんと考えることにしたのです。これと同じで、現時点で「協働」とか「パートナーシップ」とかその言葉の響きを聞いてみんなが同じものがイメージできるかということ決してそんなことはない。どのように訳すかという話をするより、北区で考える「協働」とは何か、この促進委員会は「協働」をこうとらえていますとか、そういうレベルでまずはいいとを考えます。

それで、この(1)から(5)までを議論をする時間は相当あると感じております。従って、「協働」の言葉の意味も、当初定義していたことが間違いであれば、素直に間違いを認めて直すということがあって良いと思うんです。

委員

生活学校というのは区民活動の草分け的存在なんです、そこで「協働」って判ると聞いたのです。でも、判らないと言うんですよ。だから、判るようにしなきゃいけない。私も、そう言われれば説明できないなど。区民活動を促進するのは「協働」だけかなというふうになっちゃうわけですね。それで、私が役所の方でそういう勉強会を持っているかどうかお聞きしたかった。

コミュニティ担当課長

「協働」についてなぜ出ささせていただいたかと申しますと、「協働」の事例集というのをお配りしたときに、こんなことも北区では「協働」と考えているのかというような発言が委員の中からございまして、やはり「協働」というのを1つ整理し、北区としての「協働」というものを確立しておくことが必要だと思い取り上げさせていただいております。

それで、いつの間にか「協働」という言葉が出てきて、みんな暗黙のうちにわかっているような感じだったんですが、実はちょっと違うんじゃないということで、去年、おととし「協働」についての勉強会とか講演会とかをやっております。また、ご承知のように、北区におきまして協働ときめき推進本部というのをつくって、「協働」について取り組みをさせていただいております。

また、今般、経営改革という観点から区の業務をもう一度見直しております。その中で、区民とともに協働推進の立場からどう考えるか、今、案を取りまとめているところです。区全体で「協働」について取り組み出したといった現状でございます。

委員

そういう理解でも別に構わないんですけど、活動している人たちにわからないと言われたんじゃ、困っちゃうわけですね。幾ら定義があっても。

委員長

委員会の目的は区における市民活動の促進で、そのために区が「ぶらざ」を開設することも必要だろうと言ってきました。ただ、市民活動を盛んにするために区が関わらないでやる方法もあり、そういうことを広く視野に入れながら、例えば、区が関わるとしたら補助金のばらまきじゃなく、もう少し市民活動を促進するような形でお金を使ったらどうでしょうかなど個別の関係については、少し「協働」という形を整理しながら「協働」を進めるような個別の関係をつくったらどうでしょうかというようなことは言っていけますよね。

その1つの中に「協働」という言葉で入れるか、「協働」というのはもう既にいろんな形で使っているから使いづらいとするのか。それとも、先ほどの北区の「協働」というと大き過ぎるので、当委員会の協働の定義というものに限定するとか。そして、この委員会の報告書では「協働」をこんなふうに位置づけてそれを推進するためにはこんなことを考えていますというような提言にするかですね。

委員

この報告書の提出先というのは。

委員長

基本的に、区の委員会ですから区長に対して答申を出すということです。それは、区長に出すんですが、区民に対しての提言という内容を含んでもいいと思うんです。例えば協働の手法の中の補助の使い方をもっと変えたらどうかというようなことを言ってもいいのかもしれない

んけどね。

スケジュールですと、7月ごろ報告書をまとめて9月には市民フォーラムのような形で区民の皆さんから意見をもらい議論する場を設ける。それを反映させて最終報告書をまとめて、区長に提出し、それが議会にも報告されていくという流れになっています。7月というと半年先ということになりますが、議論していないことが相当多いので少し詰めて議論していかなくてはいけない。

また、枠がないと拡散をしてしまう可能性があり、3月にはたたき台をというようなことになっています。少し細かく議論をしていきましょか。

委員

議論の前に、NPO・ボランティアぶらざの実態を聞かせていただくことはできるでしょうか。

委員

「ぶらざ」は実際に動き出しており、字面で見ているのと自分が活動しているのとなかなか重なってこなくて。広報をやっているんですが、定例会を毎月開くようになって、この先どうやってまとめて、どうやって生かされていくのかというところが非常に難しくて。「ぶらざ」がどんなふうになっているのかというのは事務局にお聞きするだけじゃなくて、我々もちゃんとそこに出向いて、一緒に考えていかなきゃいけないだろうと思います。

委員長

ほかになければ、(1)から少し議論していきたいと思うんですけど。最初のところは「協働」の定義。なぜ協働するのか。協働の際に留意することは何か、課題は何か、北区のこの委員会としてどんなものを協働として定義していくかということになると、少し素材が必要になってきますね。

コミュニティ担当課長

この点については、たたき台を上げた時点でご議論をいただくということで。

委員長

たたき台は事務局に作っていただくということでよろしいですか。

委員

タッチはしないんですか。

委員長

後の3回の委員会は全部それをたたいていく委員会ですから。

委員

たたき台は1人の方がいいですよ。女性懇話会のときに、みんな項目別に書いたんですよ。その後、全部書き方が違うから大変苦労した。事務局に書いていただいたものをたたいていった方がいいんじゃないですか。その時はどんどんご意見をおっしゃった方がいい。

委員長

そういう形で進めたいと思います。

次は、補助金についての説明をしていただくんですが、これは(2)のところに、「協働」のさまざまな手法の中に、情報交換、企画・立案への参画、事業協力、委託、補助などの課題と提案と書いてありますが、その「補助」という意味で関連する分野ということになります。

コミュニティ担当課長

それでは、補助金あるいは先進自治体や北区の事例ということで説明させていただきます。

本日配付いたしました「地方自治体のNPO支援策等に関する実態調査」の2ページ目をお開きください。「補助金交付制度の見直し」についてという我孫子市の事例でございます。まず、我孫子市では、補助金を全面的に見直すために、「平成11年度をもってすべての市単独の補助金を廃止する。（白紙に戻す）」ということから始まっております。

内容的には、「既得権や前例にとらわれない客観性と公平性が確保できる制度であること、時代に適した規模の事業に効果のある適切な補助ができることなどを主眼に検討し、第三者機関による審査と公募制の導入を決定した。」ということでございます。

補助金につきましては最長でも3年間。公募は毎年実施するが、交付は初年度応募が3年、2年、1年となり、4年目にすべての補助金をいったん白紙に戻し、新たに審査を受けることになるということになってございます。

また、先ほどの第三者機関によるということで、「平成10年12月に我孫子市補助金等検討委員会を設置」いたしまして、学識経験者や市民の方で構成されております。

委員会におきましては、「独自に『審査判定基準』を作成し、時代度、実現（目的達成）可能度、創造性（もしくは独創性）、我孫子市らしさの4項目についての審査を行った」ということでございます。その時代度とかの4つの基準につきましては、3、2、1という形で加点がされているようでございます。

次に、大阪府の箕面市。そこでも「NPO補助金」というのをやっております、これも補助金交付審査部委員会を設定しているということでございます。

そして、補助対象事業といたしましては、日常継続事業補助金としまして上限10万円ということで、日常的、継続的にサービスを提供している活動、あるいはネットワーク事業ということで上限20万円、あるいは支援する活動ということで上限20万円ということで、3種類の補助対象事業を行い、公開プレゼンテーションで決定するようです。

あとは、他の先進事例ということで、2つの事例を紹介させていただきます。

1つは、やはり同じ大阪府の「みのお市民社会ビジョン21」というものでございます。これは市民活動促進から始まり、「協働」についても大きく触れている事例でございます。10ページには補助金のあり方、現行制度の問題点で総合性・公平性、あるいは縦割り構造を行政が押しつけているとか時代の変化に柔軟じゃないとかというような問題点から出発しまして、補助金の整理統合を行い、先ほどのNPO補助金になっていったということでございます。

11ページには事業委託。この中には市民活動支援センターの創設についても書いてございます。

最後に15ページを開いていただきますと、もう一つの事例。これは神奈川県の大和市の事例でございます。神奈川県大和市は、「大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例」というものをつくっております。「新しい公共」というのは、私どもの指針でも提出させていただいた考えでございますが、この条例の中に「新しい公共」という言葉を入れております。

条例第2条で「新しい公共」についての定義がございまして、これはそこに書いてありますように、「市民、市民団体、事業者及び市が協働して創出し、ともに担う公共を新しい公共という」ということで、定義づけております。

この条例の特徴といたしましては、行政が条文を策定するという通例に従わず、「協働ルール検討会議」というのをつくりまして、その作業部会やワークショップ等により条例素案をつくった、そういった形で進んでいった条例でございます。

また、16ページの方をごらんいただきたいんですけども、この素案の策定過程で市民が中心になって内容がまとめられました。条例案の策定過程では市が中心に検討を進めそこに市民が参加する。条例案になってきますと非常に技術的な問題が出てきますので、市が中心になり市民が参加するという形で進め、条例づくりの過程において市民と行政との協働作業が行われたということでございます。

内容的には16ページの構成のところを書いてある程度でございます。条例をつくった後の神奈川県の取り組みといたしましては、17ページで基本的な環境づくりということで、条例運用の中心的な組織として「協働推進会議」を設けております。

これにつきましては、推進会議と市の間で基本協定というのを結んでおります。推進会議の運営や機能、市との関係について明確にすることを目的に基本協定を定めているようでございます。その案づくりは、協働推進会議の準備会で進めて、市民としての対等な立場をうたっております。また、会議の具体的な機能とか、透明性、市の説明責任などをまとめているということでございます。また、で協働の指針づくりということに取り組んでいるようございます。あとは、協働事業の仕組みづくり、あるいは協働の拠点づくりというような内容でございます。

最後に先ほど申しました北区の現況でございますけれども、北区におきましては、17年度から予定しております新基本計画の実施に向けまして、ただいま経営改革という視点から取り組んでおります。経営改革プランは、17年度を初年度とする新基本計画の資源を調達することを目的としており、名目0%、あるいは低成長ないし低成長経済下における急速な少子高齢化による需要の増加に対応できる持続可能な行財政システムへの改革ということを目的に、経営改革プランへ取り組んでおります。2月に改革プランの骨子が出る予定でございます。協働推進部会を設け、ここの意見を参考にしながら進めていくようなプランをつくっております。このプランにつきましては、次回のときにまた素案としてお示しできるかと思っております。

最後にもう一つの別添の資料としまして、北区外部化ガイドラインというのを配付させていただきました。北区外部化ガイドラインの中ほど、「外部化は、区民との協働の促進、行政サービスの『官から民へ』という時代の要請、新たな雇用と民間の事業機会の創出に資することは言うまでもありません。」ということを書いております。

それで、3ページをめくっていただきますと、(4)ということで、「NPOの成長を踏まえ、区民に対するサービスを直接提供する部門においては、区の役割を『漕ぎ手』から『舵取り』へ移行させる対応が必要です」。あるいは、「外部化とは」ということで、これは委託のときにもお話がありましたけれども、「従来区が直接執行してきた事業や業務を、民間企業やNPOなどに委ねることである」と。さらに、「外部化の相手方は、民間企業だけではなく、社会福祉法人・NPO・自治会・個人・他の自治体など多様です。」というようなことも書いてございます。



4 ページで外部化に当たり、「はじめに、区として、その事業・業務の必要性和有効性を再点検することが必要です。」ということで、使命は何か、基準はなにかというものが挙がっております。

11 ページにおきまして、で「区民との協働に資するNPO等への外部委託を推進します。」となっております。

また、12 ページにおきましては、(3)の で「契約書・仕様書等により、区と受託者の責任の範囲を明確にします。ただし、過度の干渉により委託先の企業努力のインセンティブを阻害することのないように留意します。」と紹介させていただきました。

委員長

前回、委託の話随分としましたが、ここの新しい協働型委託というものをちゃんと踏まえておかないと、従来型の民間事業者への委託とNPOへの委託の区別がつかなくなってしまうというところがありますので、そんなことも含めて提言をしていかないといけないかなと感じています。

我孫子は、平成10年から委員会を立ち上げ、3年ごとに見直すという。このように実施していることの評価は何か、報告などそういうものは出ているんでしょうか。

コミュニティ担当課長

審査経過がそこにありますが、その具体的な内容など資料はございません。

委員長

箕面市は14年度から始めたんでしょうか。

コミュニティ担当課長

これは第1回目だったような気がするんですけども。

委員長

大和市の話もありましたよね。先進的なところが動き始めて、それを見ながら次の先進的なところがどんどん動いているという日本の状況かなと思います。

委員

こういった資料を事前に郵送などで送っていただくことはお願いできないんでしょうか。例えばそういったたき台を今度つくっていただくということなんですけれども、それもぜひ事前に送っていただければその場でまた話し合いができると思うんですね。

コミュニティ担当課長

趣旨はよくわかりましたので、努力させていただきます。

委員

北区も条例までいきますか。

コミュニティ担当課長

区民参画条例とか、区民の方が参画するような形の条例が各地でつくられております。今後、指針に基づき、皆様の意見をいただきながらやっていきたいと思っています。

委員

条例なり指針なりができてくると、それを実際に動かしてみても問題点が挙がって市民の方から苦情が来たとき、どのような手続きで改めていくのでしょうか。

委員長

手続は、条例の中に規定されているのなら条例を改定することになりますし、結局、それぞ

れの手続にのっとってということになります。例えば、条例で規則にゆだねているのなら規則を変える。さらに内規のような形で手続が決まっているのだったら関係者が合意するとか。さらに、担当課で規則や要綱をつくっているのなら変えようと考えればすぐ変えられる。だから、変えるものによって規定の仕方によって変え方も変わってくるということになりますかね。

ただ、実を言うと、公共事業など、やめるとかは何も書いてない。大きなプロジェクトが動き出すとだれもとめられない。いろんなレベルの問題があるかと思いますね。

地域振興部長

今、言われたのは、自治法上の直接請求に関する規定を言ったんだと思うんですね。

条例とか制定改定は、自治法上、市民が出すこともできるし、それから、一般的には自治体の長が提案するのが一般的な形なんですけど。議員提案ということもあるし、特定な場合には、市民が提案することもできるんです。だけど、それはあくまでも提案する権限だけであって、議会に出して審議するのはやっぱり議会なり執行機関の権限になってくる。そういう方法は自治法上保障されているということですね、特定の場合は。

委員長

そうですね。住民投票の請求も一応可能ですけど、手続的に、議会がそこにワンクッションが入りますけれども。

地域振興部長

今、市町村合併なんかでよく話題になっている例がわかりやすいと思うんですけど、合併に関する住民の賛否を問う条例をつくれというような運動が起きたりしていますよね。

委員

箕面市のはよくできていて、コンセプトに基づいた活動の1つですよ。この補助金額を見ると、その総額は前期と合わせて多分320万円だと思うのですが、この320万円の補助金を出すために何人の人間が関わっているのか。これだけのことを公募したりすると、多分、行政の人間が最低1人はついていないとできない。北区の場合、職員のコストは1人当たり1,000万円以上かかっていますから、1,000万円のコストをかけて320万円の補助金をどう公平に分配するかという話になる。

そういうことからわかるように、行政効率を上げなければいけないということに目覚める自治体ももっと出てこないと社会全体の効率は上がらないことになります。つまり、税金はいつまでたっても高いままということになる。公平性とか平等性は絶対担保すべきですが、単なる公募をして、それをどうばらまくか、諮問会議を開いてそれで決定するという今までのやり方をやっていたら効率はいつまでたっても上がらない。だから、北区の場合は中間支援組織というものをつくって、そこでいわゆる市民の意見も行政側の意見も入れて運営するという、1つのトライアルだと思うんですね。そういう組織を通じて、例えば補助金をどうするのかということを考えることによって、行政が携わる人件費部分をできるだけ少なくしていくことが必要では。こういった方法を考えてみると、せっかくいろいろな外部委託とか外部化のガイドラインができて、どこに分配するかを判断するための資料づくりのために莫大な時間を使ってしまうことになる。果たしてそれが市民にとっていいのかということを考える時期だと思っています。

補助金をどう考えたらいいかという話なのですが、組織の運営にかかわる補助金は基

本的にやめ、事業に対して補助金を出すという考え方をしていく。そういう考えならば、必ずしも一組織の事業に対して補助金を出すのではなく、二つあるいは三つの組織が一緒にやっている事業へ補助金を出すことも可能になってくる。

ただし、事業のとらえ方をどうするかという定義をしっかりとっておかないと、継続を必要とする事業の場合、間接的に運営も入ってくる。そういうところを考えておけば、単に毎回多くの人が集まって公明正大に審査をするという、非常に時間とコストのかかるやり方をしないで済む方法となるかもしれません。それを模索するのがこの委員会の役割と感じております。

委員

生活学校は総務省の管轄で、運営に対してではなく、事業に対して補助金が出ることになりましたね。国の方針はそうだと思います。それから、私は社会福祉協議会の補助金の委員になっているんですが、プレゼンテーションも結構問題で、1回に10～50万円の審査をやるんですよ。それは福祉に限っているからいいんですけど、それでもいろいろな分野があり、判断するのはすごく難しいですね。

委員

今の話は、社協の全般的な運営の中の補助金について、ボランティアとしてその運営のお手伝いをされているというお話ですね。けれど、自治体が設置した審査部会という形になれば、当然この人たちに対するコストもあるし、事務局の運営コストもかなりのものになる。

委員

社協は2,000円とか1,000円とか本当にボランティアですね。

委員

確認ですけど、これからの議論というのは既に出された指針を前提とし、その枠内で議論をするということでいいのでしょうか。また、区の資料の外部化についての民間企業とは、社会福祉法・NPO・自治会・個人など、民間企業が市民活動としての役割をしている場合ではなく、純粋に営利活動として行うものが外部化の対象としてとらえていますけれど、この委員会で考える議論の射程としては、こうした民間企業を全く度外視した形での「協働」ということでよろしいんですね。

委員長

そう言えるかどうか微妙なところがあります。例えば有限会社で、地域雇用を継続していて実際は儲かっていない、働いている人たちもいるし仕事を続けていこうというような、NPOといってもいいような非営利のような有限会社がいっぱいあるわけですね。

それから、介護サービスなんかも、当初、NPOという法人格がまだできてないときに動き始めたものですから、じゃあとりあえず有限会社でやろうということが結構あるんですよ。そうした場合には、企業形態が営利企業だからこれは排除するとか、ここは関係ありませんと言えるかどうかということになりますと、ちょっと微妙かなとは思っているんですけどね。ただ、すべての委託事業をここで抱え込むという話ではもちろんないですけどね。

それから、既にできている指針というのは、区を拘束する指針で、委員会はその指針の変更も含めて提案することが可能であり、間違っていたら直すということはありません。決して指針の枠内という話ではないと思いますね。

委員

外部化の話は行政のスリム化の話として考えるとして。事業を受託するという話のときに、NPOだろうが有限会社だろうが、あるいは任意団体であろうが、しっかりした組織ならば、委託をしましょうという話としてとらえておけばいいのではないかと思います。我々のやるうとしているのは市民活動を促進させていくということで、その促進する過程の中で、ボランティアを組織化せずにやる人もボランティアグループをつくってやる人も支援しましょう。それからNPOも法人化したところも支援しましょう、と。

ところが、先生のお話の中で、NPOではなくて有限会社、本当は利益を求めるといった会社というふう一般的にはとらえられるんだけど、昔はNPOとかという手段がなかったために有限会社でスタートしているようなところもかなりある。会社の目的を聞いてみると地域貢献とか、利益は分配しないとか、しっかり地域性や公共性を認識している有限会社がある。それも市民活動だというのが今の定義だったけれど、この協働の話と委託の話と一緒にしない方がよろしいかと。

委員

自分たちの事業というのはこれに当てはまるだろうと思いき申請するけれど、不交付になる場合があるということですか。

委員長

それは事前に相談をできるような仕組みが普通はあると思うんですが、中にはよくわからないまま申請してしまったとか、その活動ならこういう助成金を申請したらどうでしょうかというようなことを相談できる機能をこのNPO・ボランティアぶらざが持つといいと思っている人が多いと思います。

委員

箕面市の例のようにやるということではなく、これから北区の例をつくっていくわけですよ。北区はまだ補助金を出すということまでは決まっていない。

委員長

そうです。まだこういう補助金もありません。

委員

出すとしたらどういう方式でやるかそれからの話ですね。区民が望んでいる補助金を載せないと活動が広がらないということもあって、この例が出ているわけですよ。

委員

さまざまな効率を考えたときに「ぶらざ」の果たすべき役割は大きいと思うんですけど、「ぶらざ」自体は補助金を受ける側でもあるんですよ。その辺のバランスをどうとっていくのが検討しなきゃいけない。それともう一つ、先ほど事業に対して補助しますが運営に対しては補助しませんと言われたんですが、運営に対して補助しないと、やっぱり基盤の強い大きな組織じゃないと事業が受けられないということもある。その辺、「ぶらざ」がどう関与して、実現していくのか。事業に対して出すなら出すで「ぶらざ」はちゃんと整備しておかないといけない。だから、「ぶらざ」の役割がとっても大きいと感じました。

委員長

「ぶらざ」の運営について透明で公平な仕組みをつくっておかないといけないということで。「ぶらざ」が出す委託というか補助というか、そのお金の対象をどのように考えるか。「ぶ

らざ」の中に審査委員会をつくって配分するのか、そもそもお金はどうするんだという話になります。

委員

補助金を出すかどうかはまだ決まってないけれど、どのように出すのかということは後の問題。まずはこの苦しい財政の中で補助金を出すのかという話ですよ。

委員

申請を排除するという方法で審査するよりも、その結果により区民の活動が、生活がどれだけ向上したかという評価に力の入れたものをつくりたいですね。評価をしっかりとっておかないと、それが偏見や独善的なものになってしまう。

委員長

北区の外部化ガイドラインに、「事業者の報告書を点検・検証する方法と頻度はケースバイケースである」となっています。しっかりやる場合もあればそうでない場合もあると。

委員

いろんなやり方があるんですけども、委員会でも新しい評価の仕方を何か提案できればいい。

委員長

運営に対する補助は行うべきではなくて、補助はあくまで事業だと先ほどおっしゃったんですが、その意味はおわかりになりますか。そこのところをもう一度説明していただいた方がいいのかな。

委員

ある目的を持った組織が立ち上がってもその組織運営のために補助金を出すのではなくて、こういう事業をやりますという目的の事業に対して助成をするんだという考え方がいいだろうと思っています。理由は、運営に対する補助になると一組織に補助金を与えることになる。しかし、これから先は横の連携が必要で、この組織がやらなきゃいけないということを立証することが難しい。優劣をつけて、どの組織がうまくやるかということになると、絶対大きい組織とか実績を持った組織がその事業内容にかかわらず補助金をもらってしまう。そうじゃなくて、どのような目的でどのような事業をやるべきか、それを決めるのは区か、あるいは、先ほどのNPO・ボランティアぷらざの運営委託を受ける中間支援組織がやるのかそれについてはまた議論が必要としても、いずれにしても、事業に対して補助するという考え方をするのなら、同じ目的を持っている組織ならば一緒にやっていただくとか、一緒にやる方向で調整を図るとか、新たな活動の芽が出てくることになる。

さらに、事業に対してなのでその組織に加わっていない一般市民であっても、そういう活動に参画をすることを認め、積極的に受け入れることにより、市民活動の促進の一助になるだろうと考えております。従って、組織運営のためではなく活動に対して金銭的支援を行うという方法がいいと考えております。

委員長

私もある意味でそれは大賛成で、例えば広報誌を出してもらった場合、「月2回、こういう内容で2万部つくって下さい、これについては年間200万円でやってください」と、非常に明確で評価もしやすいと思うんですね。また、配食サービスだったら「月1,000食お願いしますと。これは1食当たり800円掛ける幾らだから何十万円とか何百万円というお金を出し

ます」と。これも見えやすいですね。だから、そのように形で事業をお願いしていても、「福祉のために頑張ってください、これ、200万円の補助金です」というと、どう使ったかわからないし、本当に福祉のためになったかどうかは評価しづらい。さらに、「組織のための運営でこれは人件費として200万円出しますから組織として活動してください」というようなものなかなか評価が難しい。

ただし、人件費の場合はそうなんですけど、運営費のうちの施設費のような場合、施設の運営費のようなものは、施設があるだけで一定の運営費がかかってきます。それについて半額を認めましょうというような運営費補助というのはあり得るかなと思っています。基本は活動だと思うんですけどね。

委員

相談業務とか、カウンセリング業務などのサポートの他、いわゆる物的支援として会場を無償で使ってもらうなんていう話もありました。その会場費については、運営費というとりえ方もありますし、活動する場となれば活動費というとりえ方もできると思います。ただし、支援が必要だということについてはどんどん認めて補助をしていく、サポートをしていくということは必要だと思います。

委員

私どもが環境事業団からもらっている補助金についても、非常に厳しい使い方をします。もちろん報告書も出します。例えばこの商店街の活性化という本を出しているんですが、これに対する人件費は本を作るためだから支出できるとか。また、こうしたことについての審査も大変です。それから、今、評価という話が出ましたが、いずれにしても、評価は人がやるわけで、非常に難しい。やっぱり、決算などでみないとわからないですね。例えば、本の出版にしても、いいとか悪いとかいろんな考え方があるから難しい。また、福祉なんかも第三者評価ということで、東京都の方で取り組もうとしているんですが、相当の専門性が必要ですよ。

委員

箕面市も160万円のためにこれだけいろいろ検討したものの、結果は1,600万円で、1億6,000万円じゃないんですね。これだけ労力かけてこれだけの結果というんじゃないのかなと思います。

委員

そう。せいぜい1団体10万円とか、そんなことを余り細かく突っ込んでいっても仕方がない。それはその後で考える問題でいいんじゃないですか。お金が出るかどうかわからいけれど、区民は求めているんですから。補助金をちゃんとした規定のもとにやるべきだというふうな答申でいいんじゃないかなと思うんですよ。ただ、基準はちゃんと決めることが必要だと思いますね。社協のプレゼンテーションを受けてお金を出しちゃったら、活動を見ているわけじゃないから、どんな活動をしているかわからないですよ。

委員長

それは、サービスにかかわる市民がもっと幅広く 監視というとちょっときつい言葉ですが モニターするというような、その活動を評価するという視点からサービスを受ける人が判断をしたり、周りから見ている人、観察できる人が判断をするというようなことがないと、審査する方は遠くにいて見えないことがありますからね。幅広く審査するために、モニターに関する仕組みをつくっていく必要があるんだろうと思うんですね。

委員

評価自体の内容の問題よりも評価できるように各団体が説明責任をちゃんと果たさなきゃいけないと思います。たとえば、決算書についても、単に数字を並べただけなのか、それとも、どこまで細かく公表しているか、その内容よりもいかに説明責任を果たしているかを評価する方がいいのかなというイメージはあるんですけど。

委員長

評価は非常に難しいんですが、こちらで何の視点も出さないと、結果として行政に、言葉はよくないですけど、迎合的な組織だけが残っていくということになりますよね。どこかで恣意的な判断が生き残っていきますから。それをなくしていくためには、やはりちゃんとした基準をつくっていかないといけないということですね。行政は民間企業を判断するときには、ランク分けして、金額を安く言ってきたらそこに渡すという仕組みで判定をしているんですが、今後はずっとそういう仕方でもいいかどうか。特に民間企業に対する委託でサービスを購入をしたり製品を購入したりという場合にはそれで済んでも、これからの新しい外部化を促進していくような活動になっていくと金額だけで決めるようなことは難しくなってくるんじゃないかなと思います。そこもどこまで踏み込めるかは別ですが、少し基準を出していく必要があるんじゃないかと感じています。

委員

実はボランティアがらぎの運営をする中間支援組織で来年度の事業計画を考え、その中で事業を行っていかうと考えています。その事業をもちろんその中間支援組織が協力支援はするんですけど、今、いろいろ関わっている団体が連携をする、もしくは1団体であっても目的にかなった事業を行っていただきましょうということをご提案させていただいております。

それは一種の事業に対する補助金なのですが、全体で幾らかかるから幾ら補助するとかという話ではなくて、中間支援組織からその中間支援組織でやるべきことをかわりにやっていただくための必要な金額として補助する。そういうやり方をしますと、その中間支援組織の中で議論が繰り返され、さまざまな提案が出てくる。事業計画が出てきて、その事業計画の中でどれを採用するのかその中で話し合っ、トータル予算の中で決めていくという形をとりますね。

そうすると、今度結果報告についてもお金あるいは何らかの支援をもらった以上、当然のことながら、目的に対する結果はどうだったと、反省点も含めて報告をする。そのときに当然予算書や決算書も付随して出す。そこで議論が行われるので、比較的、内部でしっかりチェックが入ってくるし、いいかげんではこういった事業を委託をしてもらえないのだろうということも学習していくわけですね。

補助金や事業委託のあり方について区が直接関わっていくのか。それとも、中間支援組織を通じて区の目的、それからその中間支援組織の目的、それを合致したところでの事業に振り分けていくのか、その辺について、後で、提案をさせていただく予定であります。

コミュニティ担当課長

先ほどの事業補助というのは委託とほとんど似てくるんですかね。

委員長

そうだと思います。事業に対する補助というのはほとんど委託ですよ。

委員

いや、委託というのはこの目的に合わせてこの事業をやってくださいという形ですけど、

その事業に関わる費用が出なかったら委託にならないですよ。区の目的にもかない、その組織の目的と合致する部分もあるので、じゃあ、その事業に対して補助するという場合、ひよっとすると全体で100万円かかるところの5万円しか出なくても補助ですよ。

コミュニティ担当課長

先ほど、団体同士が協働してその補助事業をやる場合があるとおっしゃっていたんですけど、そのときに補助金の出し方というのは。

委員

その事業に対して補助金を出すのです。

コミュニティ担当課長

どこへいくんですか、実際にお金は。

委員

それは共催という形でどちらが責任を持って引き受けるかの話です。一緒にプロジェクトチームをつくり、プロジェクトチーム型の会計にするけれど、最終的にはAという団体が責任を持つのか、Bという団体が責任を持って会計報告を提出するのかな話です。ただ、共催となった以上、もし赤字が出たら両団体で責任をとってちゃんと穴埋めしますとかそういうことが必要になってくると思うのです。

地域振興部長

JVみたいな形。

委員

JVみたいな形です。

委員

中間組織がそういう事業についてのすべての協働の窓口になるというわけではないわけですよ。

委員長

それは「ぶらざ」とどこかの団体との協働という、そういう話ですよ。

委員

中間支援組織と申し上げているのは、今、協議会のなかで、広報部会、運営部会、企画部会がいろいろ活動をしていますよね。あれが結局発展して中間支援組織にしようというのが指針の目的だったと思うのです。その中間支援組織ができるのであれば、最も効率的に市民活動を促進する方法は何かを模索するべきであると。役所がどこかの団体に直接補助すると役所がそれを受付、審査などの業務のためにものすごい人件費を使うわけです。そうじゃなくて、ある目的があり、その目的にかなうこういう事業をやってくださいとその中間支援組織に話が来るのかもしれない。その中で議論をして、さまざまな事業が展開されるというイメージをしています。

今のやり方では、外部委託をするときに標準を決めて入札にすると、金額が安いところが、何でもとれるんですけども、そこに区の目的が関わってくると値段だけでは決められない。ですから、そういう意味においても僕は行政の効率化は大事なテーマだと思っています。どういうやり方がいいのか、箕面市もすごく考え、ものすごい内容の指針、基本はつくった。しかし、それをアクションプランに落とすときにこのやり方がベストだというのが見つからない。だから、皆さん苦労して公平・公明性を得てもコストがかかっているというのが実態だ



と思うのです。

委員

そうすると、協働で事業を行っている場合で年度が変わったときに、それはどういうふうな扱いになるのかなと思うんです。例えばほかの団体がやれる場合もあるだろうし、ほかの団体が一緒に加わって団体同士が協働して同じことを継続してやるということもできるわけですから。

委員長

答えはケース・バイ・ケースです。今、行政とある団体が協働して事業をやっているといった場合に、それを「ぷらざ」の市民活動推進機構ができたからといって、その事業がすぐに機構に行くという話ではない。それはそれとして継続するかどうか、あるいは協働する団体を別に変えるかどうかというのは、その事業としてまずは考えていただくというのが筋だと思いますね。

委員

今でも活動団体に補助金を出しているところがあります。生活学校ももらっていますが、例えば5万円をいただければ、それ以上のお金を出さなきゃいけない。決算書は、会費などを事業に支出するという形式になっていますね。それから、合唱連盟なんかも、一緒にやるときには若干の補助金、助成金が10万円が出れば40万円ぐらい私どもの会費を出すという出し方をしていますね。継続的に出しているものなど、そういう例もたくさんあると思います。

委員

私の言い方で誤解を生じたのですね。私は、各セクションで出している補助金を全部どこかで1カ所集中しましょうという話ではなくて、市民活動を促進させるための事業という意味で、そこを経由した方がいいものについては經由をしましょうという提案なんです。教育委員会とか、いっぱいあると思うのですが、それを全部1カ所に集中することが果たして効率的かどうかというのは、相当疑問もあるという意味です。

委員

「協働」と言われると、行政と団体との協働といわゆる団体相互間の協働という両方考えなきゃいけないということになるんでしょうかね。

委員

行政と市民との「協働」のあり方っているんなパターンがあると思います。例えばある団体と行政が「協働」するというパターンもあるし、指針で出ている中間支援組織というものを通じてみんな「協働」するというやり方もあると思うし。それはどれがベストでというのは、まだ今のところ回答はないと思うのですけれども。だからこそ、北区方式ではないけど、新しい挑戦をしてだめなら見直していく。いろいろな事例があるけど、一長一短があると思うのです。それを踏まえながら挑戦をしていく、新しいものをつくり出していく。そうすると、今までは、団体同士での連携、協働ってできそうできてなかなかできなかったものを可能にする一助になるだろうと思っています。それを協働と呼ぶのかは別にしても。

委員長

そうなんです、そこなんです。だから、市民団体と市民団体が連携して協力して働いているような場合を「協働」と呼ぶかどうか。民間企業と民間企業、A社とB社が一緒になってやる時「協働」とはだれも言っていないわけですが、そういうことは幾らでもあるわけですね。

それは親会社、子会社と呼んだり、合併をしたとかそういうのはあるけど、それは「協働」と言っていないんですね。やっぱり行政とそれから市民団体というそもそも成り立つ原理が違うものが目的を同じくして協力するような話を「協働」と言っている。別の言葉ですけど、セクターが違うから協力をする、本来は協力しないような話が協力をするということを特別に「協働」と呼んでいるんじゃないかと思うんですね。だから、中央政府と国と地方自治体が協力しているのをこれを「協働」と呼んでいるかということ、全然呼んでいないんですね。だから、政府同士が協力しても一緒にやっても「協働」とは呼んでないんですね。恐らく自治体と市民団体とか、自治体と企業とか、こういう違った原理のものが同一目的にということこそ「協働」と呼んでいるんじゃないかと思っているんですけど。

ただ、市民団体同士が協力することはあるので、それは「協働」と呼んでもいいのかなと思うんですが、それは連携と呼んでおいた方がいいのかな。

委員

今回の提言に入るべきものなのかどうかについても議論するんですか。

委員長

例えば市民活動団体が北区の市民活動団体の連合体をつくりましょうと、行政は関係なくして、ぶらざの市民活動推進機構が中心となって北区の市民活動団体のネットワークをつくりましょうというような活動を提言できるかといったら、それは提言してもいいんじゃないかとか。それはもう「ぶらざ」として考えればいいことだから、ここは区に対する提言に重点を置きましょうとやってもいいと思うんですけどね。

委員

要するに、活動を促進して活動が広がり、ひいては、住民自治とか自立をつくっていくわけですね。区も区民も、やはり両方がちゃんと自立しなきゃ協働はできないと思うんですね。お金だけじゃなくて、住民自治が育っていかないとやっぱりいい活動はできないと私は思いますね。

委員

ボランティア団体の苦勞は、人が集まらない、地域の人が入ってこないということが大きなネックとなっていますよね。やっぱり、人が基本ですから。その人の行き、行為に対して終身年金を上げますというやり方じゃだめなんですね。その都度、行為はチェックすることが必要ですし、あなたのところはずっと補助金が出ますというんじゃないやっぱりまずい。

委員

たくさん補助金を出すところはあるんでしょう、今でも。

委員長

それはもう全体として見直すのかどうかということですね。それから、こういうご時世、行政の方も人が減ることを想定して、どんどんどんどん定員計画をつくっていると思いますので、300万円というのは大きいようでも大した金額じゃないと私は思うんです。提言の中には入っていませんけれども、市長に渡すときには3,000万円ぐらいと言いました。どうなるかわかりませんが。

委員

お金を増やすということは今まで役所でやってきたことを見直して、その分にかかっているお金を回してというふうにしてしないと、お金って増えませんよね。

委員長

そうですね。退職不補充3人分だと言ったんですけどね。要するに職員3人分で3,000万円出るわけですから。

委員

リストラしろというのはひどいですがけれども、見直すということは結局お金の使い道をきちっと考えるということだから、それはそれで何かすごく価値があると思うんです。ここにこんなに人がいてこの事業に何でこんなにいないのかと、住民はなかなか言えないけれども、お金をつくるということは全部見直さなきゃいけないということですよ。

地域振興部長

今、言ったことがまさに経営改革なんです。今、それに取り組んでいるわけですね。

委員

そうやっていくと、民間委託した方がいいものがいっぱい出てくるんですよ。

委員長

さて、そろそろ時間になりましたので、次はNPO・ボランティアぷらざについて。

コミュニティ担当課長

NPO・ボランティアぷらざということで、来年度の予算案を作成しております。今後、議会のご審議を得てということになりますけれども、一応、交流事業とか、ネットワークとか、活動支援とか、活動活性化あるいは研修、そういったことができるような独自事業がぷらざでできるような形で予算立てをして、来年度はNPO・ボランティアぷらざで独自事業がある程度できるだけの予算的な措置をとるような形で進めていることをご報告しておきます。また、運営体制でございますけれども、まだ実際に社会福祉協議会とも調整がとれておりませんですし、NPO・ボランティア活動促進協議会の役員会でもご了承を得ているというわけではございませんので、一応、たたき台ということで、皆様にご説明させていただこうと思っております。

18ページをごらんいただきたいと思います。これは来年度のたたき台としてつくった案でございます。その下の方に（仮称）市民活動推進機構というふうに書いてございまして、あとは機構というふうには呼ばせていただきますけれども、来年度は区がNPO・ボランティアぷらざの管理を行い、NPO・ボランティアぷらざで行う事業につきましては、その機構の方に委託すると。そういった形で進めていったらどうかなということで考えております。したがって、区からの業務委託ということで事業の委託を行います。また、区の方では、ボランティアぷらざの所長、係員以下を置いて、一応管理面を主にやる。それで、機構の方では事務局を置きまして、そこに事務局長、あとは、今いる職員の社会福祉協議会の職員の方が入っております。あと非常勤職員ということで。これが主に運営をやっていくということでございまして、連携・協力してやりますので、どちらがどちらという明確な線は出てこないと思っておりますけれども、そういったことでぷらざの事務局は運営していくということで、想定しております。したがって、今後4月までにその機構の組織がしっかり強固になりませんと、当然委託はできませんので、そういったことで取り組んでいただければと思っております。また、これを見てわかりますように、事務局長は非常に重責というか、事務局長は非常に重要な役割を担っております。そういったことで運営については事務局長を中心に行っていただくということを想定しております。

また、今、協議会の役員会につきましては新たに、真ん中にありますNPO・ボランティア  
ぷらざ協議会、三者協議会ですけれども、ここで行政と社協と機構の人が入っていただきまし  
て、重要なことはここで決めるという形で進めております。以上でございます。

委員

この図については、次回意見を言っていいたいということで、これを出しているんですか。

コミュニティ担当課長

これは今後詰めていきますので、ここでもし意見があればいただきたいと思っています。

委員

私はその真ん中の名称が「ぷらざ協議会」だと、「ぷらざ」という中央センターのことを何  
かやるみたいない感じでとても何か気持ちが悪いんですね。だから、「ぷらざ」をやるんじゃ  
なくて、全体の運営のことをやるわけだから名称に違和感があるかな。

コミュニティ担当課長

名称についてはまだ決定しておりません。「ぷらざ」は場所という話もあるんですけれども、  
要するにここでは「ぷらざ」について行政が委託をするということで、機構の方についてはも  
っと広くていいんですけれども、三者協の方は「ぷらざ」の運営について相談するというこ  
とでございますので、ここは「ぷらざ協議会」としたんです。これはまたご意見をいただけたら  
また別の機会に。

委員

この黒線はどういう内容になるのでしょうか。

地域振興部長

区とこの受け皿となる機構と社会福祉協議会の三者の協議会ということです。今ある協議会  
というのは、真ん中の三者協議会と下の受け皿となる機構と両方の役割を担っているわけです。

委員

おっしゃられるように、ぷらざの協議会は場所の運営が最も大切なことかもしれないけれど  
も、ゆくゆくはもっと広い視野で市民活動を促進させるための三者協議会だと考えると、余り  
場所の名前がここに入ってくると、じゃあ、今度赤羽にできたら赤羽ボランティアぷらざ協議  
会というのができるのかというイメージになることもあるので、一考の余地はあるのでは。

地域振興部長

それぞれの組織の目的だとか性格をきちんと理解、確認しておいてもらえれば、名称はいか  
ようにもなりますので。

委員

将来的に全部委託されたら、これはなくなるんですね。

地域振興部長

管理まで委託されたら。

委員

逆に、これがなくなるかわりに委託するのですから、区側とすると発注責任みたい、あるい  
は、委託責任みたいなものがありますから。その委託責任についてどういうふうにするかとい  
う仕組みが当然また必要になってくるんですね。

委員

ちょっといいですか。この下の方の真ん中辺の太い点々ですね。ここの中でぷらざという場

所の責任者はこのNPO・ボランティアぶらざ所長ですよ。この市民活動推進機構の中で発言権が強いのは事務局長なのかこの所長なのかというところがよくわからないんですよ。事務局長の方がやっぱり発言権が、結局責任とれるということ。

地域振興部長

事務局長というのは、推進機構を束ねる事務局なんです。組織を束ねる事務局なんですよ。ぶらざの所長というのは区のライン、行政組織なんですよ。

委員

ええ。意見とかが合わなかったらどうするんですか。

コミュニティ担当課長

その件については三者協で話し合おうということになるんじゃないかと思いますがけれども、最終的には。

委員

三者協にしておいた方がいいかもわからないね。これ全部委託すればすっきりしますよね。

地域振興部長

全部委託したときには、その三者協議に当たるものが全く要なくなるかどうかはちょっとわからないですけどね。三者協という性格ではなくなってくるけれども、そういった機関は必要かもしれないです。

委員

話がいきなり出てきたので見えないんですけど。4月から一応新しいものをつくりますという話があって、今ここでやっているのは、これ自体さえもまだ暫定なんですね。とりあえず1年目が終わると4月から新しい組織をつくらなきゃいけないので、とりあえずつくります、と。そういう代物なんですね。

委員

いきなりNPOは、当然できない。新しく市民活動推進機構みたいなものを起こしても、どういうふうに組織が社会的役割を果たしていけるかという、まだ暗中模索のときに、行政からすべてのことを委託されて全責任が負えるかという、決してそんなことはない。したがって、社会福祉協議会とか区の協力をもらえないと、NPO・ボランティアぶらざ協議会みたいな組織は、自立できてないわけですよ。まだ組織もできてなくて、今テスト的に走っている中でさまざまな問題も見えてきて、どういうふうに今後組織をしっかりと一人前にさせていくかということはある程度時間もかけてやっていけないといけない。そのための過渡的なものであると。これが来年度、この組織がなくなってしっかりと自立できるかどうかというのは、これからの努力次第だと思っているのです。例えば会社で言えば、就業規則から定款まで全部自分たちでつくっていくということも含めて、とにかく最初はこれでスタートし、できるだけ早く一人前になるように頑張りましょう。確かに、ちょっと組織的にはおかしい。2つの組織が立っていて連携するけれどどっちが責任を持つと言ったときに、本当にどっちが責任を持つのかという不安がありながら、連絡協議会の方でうまく調整をしながらやりましょうということだと思います。

委員

いや、今までの話ですと、定款グループがあって、そこが次の組織をちゃんとつくるようにエンドを決めて努力しましょうという話だったと思うんですが。

委員

それはやっています。定款づくりもやっていますし新しい組織の立ち上げもする計画です。

委員

そのときの内容が、北区らしさとか、北区特有の、そういう区も入れた独特のものをつくりましょうというようなスタートだったと思うんですが、まだそこまではいってないという意味でよろしいんですか。これはまだ過渡的なものですかという。

コミュニティ担当課長

当初、この機構の中に区が入っていた事例を示していたと思いますが、この形に変わって進めさせていただくという認識でございます。最初にお示したのは、この機構の中に区も社協も理事で入るといった形のものを示したと思うんですが。

委員

役員の方たちの議事録というのは見せてもらえるんですか。

コミュニティ担当課長

議事録はとっていませんが、決まったことはお示しできます。

ただ、この案はまだ役員会の承認を得ていませんし、先ほど申したように社協との話し合いもまだついていません。ただ、次回の委員会開催予定が3月で、いきなり決まったものを出すわけにはいきませんので、現在こういうふうに進んでいるということでお示しさせていただきますということです。

委員

議事録があると思っていたんですけども、そうすればこういうふうな案が出る過程がこう見えてきて、もっと理解しやすいのかなと思ったものですから。

コミュニティ担当課長

基本的には、役員会で話し合ったのではなくて、私どもの方でこういうのでどうかと。

委員

できたら我々だけじゃなくて、ほかのメンバーにも意見を聞いて、ただ、ちょっと間に合うのかなみたいな気がしますけどね。4月からこれでいこうと言っているんですよね。

委員

要するにお金の問題があるわけですよね。社協からも区からもお金をもらう。一本化なら簡単にできるんだけど、社協ではまだ理事会もないし社協の承認も得てないと思いますよ。

だから、これは協議会に出てきた案であって、間に合わないからとりあえず促進委員会の皆様にお示ししたということですね。まだ役員会で承認は得ていませんし、ご意見があったら言ってくださいということです。

委員

企画の事業計画についてですが、一応たたき台を事務局と協力してつくり、この委員会の方にご報告申し上げることになるのかなと思います。促進委員会の指針を十分承った形での計画というふうにお考えいただいて、あとは協議会でもんでいきたいと思っております。

委員

こういうふうになるということを最終的に決定するのはどこが。

委員

それは協議会です。

委員

その協議会で決定するわけですが、その決定の方法というのは、例えば今ボランティアでいろんな方が関わっていらっしゃるよ。そうした方が例えば総会とか全体会とかで決定するということですよ。

## 2. 次回日程

委員長

では、最後に日程ということによろしいですか。

コミュニティ担当課長

平成15年度最後の委員会になります。3月29日月曜日、19時からということをお願いいたします。

委員

ところで、この外部化ガイドラインについてなんですが、これに、区として、その事業・業務の必要性と有効性を再点検することが必要ですと書かれているんですけども。アウトソーシングするということはどこに委託するかということで、結局、市民活動はどういうやり方をするかということだと思えますよ。だから、どういうふうに外部化、アウトソーシングするのか、そのガイドラインを勝手に決めちゃうこと自体が協働の精神に反しているんじゃないかと憤慨しているんですけども。

コミュニティ担当課長

この外部ガイドラインというのは、協働だけじゃないんです。実は、どちらかというと、スリム化とか、経営改革本部からの話です。また、バージョン1と書いてあるんですけど、バージョン1という意味は、今、おっしゃったような区民の方の意見を含めてまたバージョン2、バージョン3としていくという意味でとらえていただければと思います。

委員

ちょっとよろしいですか。これ、ガイドラインなので結局このとおり全部やっていきますという話ではなくて、この促進委員会で市民活動を活性化させていくためには市民活動をやっている団体とかグループへの委託が必要ですよという意見がまとまれば、このガイドラインに対してお願いするという役割がこの委員会にはあると思うのですよ。

委員

そういう意味じゃなくて、このガイドラインを作成すること自体が本来協働すべきことじゃないのかなということ。事業の必要性・有効性というものを区が判断しますとっているけれど、それを区に任せておいていいのところが問題だと思っているんです。区は要らないと思っているかもしれないけど区民にとっては重要なことであるんじゃないですか。

地域振興部長

これは経営改革本部会議で取り扱った内容なので、私も本部員の1人なので、そういう意見があったということは次の本部会議のときに発言しておきます。

委員長

どうもお忙しい中、ありがとうございました。

閉 会